

西洋的法觀念の形成

—imago Deiからhomo juridicusへ—

市原靖久

目次

- 一 問題の所在
- 二 西洋近代型法システムの特徴と西洋的法観念
- 三 西洋的人間観の神学的基礎
- 四 西洋的法観念の形成
- 五 結語

一 問題の所在

西洋近代型法システムの特徴として、形式主義、普遍主義、二当事者対立主義、権利中心主義、政治的民主主義、専門法律家主義などが挙げられるが、これらの特徴は、いうまでもなく、他でもない「西洋」という地域において、一定の思想的・社会的背景のもとに、歴史的に形成されてきた特徴である。また、これらの特徴と密接不可分な関係をもつ基本的な法観念——例えば、〈法Ⅱ権利〉観念（法と権利を同一視する観念）、〈遵法〉観念（動植物を含めあらゆる被造物が一定の規範に従わなければならないという観念）、〈契約〉観念（契約は遵守されなければならないという観念）など——は、歴史的に遡れば、西洋中世盛期（一〇—一三世紀）に、キリスト教（ローマ・カトリック）的法思想がローマ法の理論や諸概念と結合することによって作り出された西洋キリスト教規範空間において初めて明瞭に立ち現れることになったことは、すでに多くの研究が指摘しているところである。しかし、さらに遡って、そもそもこうした西洋的法観念の前提となっている人間観そのものがどのような思想に由来しているものなのか、そして、そのような人間観がどのようにして西洋的法観念に結びつき、近代西洋型法システムを創出していったかという問題については、優れた先行研究がすでにいくつか存在するものの、未だ詳らかでない部分も多く残されているといわなければならない。

本稿の目的は、ユダヤ・キリスト教的人間観である *imago Dei*（神の像・似姿〔としての人〕）論の重層的な意味の構造を明らかにしつつ、*imago Dei* が西洋的人間観の基礎となっていることを確認したうえで、このような *imago Dei* が西洋中世盛期に形成されたキリスト教規範空間のなかで、どのようにして新しい法的人間類型である *homo*

juridicus (法的な人) に変容していくのかという歴史的経緯を明らかにすることである。

本稿における考察は次のような順序で進められる。まず、〔一 西洋近代型法システムの特徴と西洋的法観念〕において、西洋近代型法システムの特徴として指摘されているいくつかの原理を取り上げ、それらの原理の思想的・社会史的系譜を示しつつ、西洋的法観念との関係について考察を加える。次に、〔二 西洋的人間観の神学的基礎〕において、ユダヤ・キリスト教的な *imago Dei* 論の重層的な意味の構造を明らかにしつつ、かかる神学的人間理解が西洋的人間観の基礎となっていることを確認する。そして、最後に、〔四 西洋的法観念の形成〕において、中世盛期に成立する西洋キリスト教規範空間において、*imago Dei* を前提にしつつどのようなようにして *homo juridicus* が登場してくるのかについて論じる。

二 西洋近代型法システムの特徴と西洋的法観念

一八世紀末葉から一九世紀初葉にかけての西ヨーロッパ国民国家において一般的となり、一九世紀中葉以降は周辺部の東・北・南ヨーロッパにおける国民国家形成と同期してそれらの国に普及し、さらには日本などの非ヨーロッパにおける国民国家にも継受された「法システム」⁽¹⁾ を、本稿では、「西洋近代型法システム」と呼んでおくことにしたい。

西洋近代型法システムは、非ヨーロッパ諸国にも継受されていくという「普遍的」側面を有していることから、出自である「西洋」を冠することなく単に「近代型法システム」または「近代法システム」といわれることもあるが、本稿が問題としているのはその出自と歴史的背景、すなわち西洋における思想史的・社会史的系譜であるから、本稿では「西洋近代型法システム」と呼んでおくことにしよう。

この西洋近代型法システムがどのような特徴・原理を備えているかについては、後述するような比較法学者による指摘も含めて、すでに多くの研究があるが、ここでは六本佳平 [2004: 11-12] による整理にしたがって、さしあたり以下の六点を挙げ、それぞれの特徴について、その思想的・社会史的な系譜を簡単にコメントしておくことしよう。

① 形式主義

法規範をできるだけ明確なことばで明示し、かつ整合的な（相互に矛盾のない）体系に整序し、これを厳格に適用するという特徴。

この特徴は、聖書や教父著作における矛盾を調和し、それらを整合的・統一的に解釈することをめざしたスコラ学の方法（スコラの弁証法）に依拠したヨーロッパ中世盛期の学識法学（「両法学」すなわちローマ法学と教会法学）にすでに胚胎していたといえる。しかし、形式主義が支配の方法としての官僚制とすぐれて適合的であるという側面をもつことを考えると、王国統治のための官僚制の整備が進んだ近世以降のヨーロッパ絶対主義国家のもとで、とりわけ顕著な特徴となり、それが近代国民国家に継承されていったと考えるよいであろう。あるいは、経済システムとの関連に着目して、近代国民国家と並行して発展した近代資本主義経済のもとでの計算可能性、予測可能性への要請がかかる形式主義を定着させたと考えてもよいであろう。

なお、ニクラス・ルーマンによって提唱されている、法システムにおける「法と不法の二分法的図式」という概念との関係についてふれておくと、法システムが法／不法という二元的なコードを利用して常に何が合法であり同時に

不法であるかという決定をしていかなければならないという意味での「法と不法の二分法的図式」は、西洋近代型法システムの特徴の一つとしての形式主義に関わる概念として理解してよいと思われる。ルーマンは、法システムの法システムたる所以が「法と不法の二分法的図式」に存することを強調しているが、ルーマン自身がいうように、「法規範の提示を控えるべきだと説き、法にこだわるのはよくないとする高文化 (Hochkultur)」すなわち、二分法的図式に依拠することに消極的ないし拒否的な高文化（発達した生産手段・社会構造をもつに至った高度文化）も現に存在するのであるから、二分法的図式への依拠は、「ヨーロッパの伝統」のなかで歴史的に形成されてきた特徴として理解されなければならないであろう。⁽²⁾

② 普遍主義

法規範を誰にも同じように——したがって、裁判官が、政治的・経済的・社会的・身分的・宗教的な権力・権威に偏らず、独立して——適用するという特徴。

この特徴は、中世盛期ヨーロッパにおける法学者集団や法曹団体の自律的活動に遠い歴史的淵源をもつものといえるが、直接的には、近代国民国家における「法の下の平等」の要請と密接に関連しているといえよう。すなわち、市民革命を経て成立したヨーロッパ近代国民国家においては（その後形成された非ヨーロッパの近代国民国家においても）、国家に直接的な帰属意識をもつ「国民」を創出するための手段の一つとして、全国的規模で法体系を統一して法的分裂状態を克服し、さらに、統一された国家法を「国民」へ一律に適用するという原理が採用されることが一般的であるが、普遍主義は、近代国民国家における国民統合の要請に対応する特徴であるといえる。

③ 二当事者対立主義

法規範の適用については、争いの両当事者が（必要であれば専門法律家の代理を通じて）自らの主張によって事実および法解釈論を提示し、それが裁判官の判断に公正かつ十分に考慮されるような手続きを保證するという特徴。

この特徴は、古代ギリシアのポリスや共和政ローマで一般的に承認されていた「訴えなければ裁判なし」という弾劾主義の原理、さらには、中世ヨーロッパにおける自力救済を基本とする紛争解決に遠い歴史的淵源をもっている。弾劾主義原理は、近世以降の絶対主義国家における官僚制のもとで著しく進行した職権審理主義と拮抗しつつも、近代国民国家における法システムにおいて、「当事者主義」として定着していった原理であるといえる。

④ 権利中心主義

法実現については、社会の各構成員が、法規範で認められている自分の利益を自分自身の申立てによって実現させることを主なメカニズムとするという特徴。

この特徴は、二当事者対立主義（当事者主義）と共通する歴史的淵源をもつものであり、基本的には、自力救済による紛争解決に関わって成立した原理であるといえるが、同時に、中世ヨーロッパ教会法学において発展をみた「法Ⅱ権利」理論——この理論については〔四 西洋的法観念の形成〕において詳しくふれる——とも深い関連を有する原理であると考えられる。なお、物理的暴力したがって法を執行する権力を国家が排他的に独占するようになる近代国民国家においては、法規範（国家法）による容認という前提条件が厳しく付されることになるであろう。

⑤ 政治的民主主義

社会全体に対して拘束力を持つ法規範の定立に、社会の構成員が、その利害や意見をできるだけ公正に反映させることができるしくみを保証するという特徴。

この特徴は、古くは古代ギリシアの都市国家や共和政ローマに遡って観察できる特徴であるが、奴隷制に基づく古典古代社会においては「社会の構成員」としての市民の範囲が著しく限定されていたとすることができる。市民の範囲は、歴史が降るにもなって拡大されていくが、近代市民革命によって絶対王政を打倒して成立したヨーロッパ近代国民国家は、治者と被治者が基本的に同質性をもつという思想を基盤に成立しており、「国民」みずからが国民自身を拘束する法規範の定立を行うという原理を採用しているのである。

⑥ 専門法律家主義

法規範の解釈・適用や法システムの運用に、高度の専門的能力を認定された法律家をあてるという特徴。

この特徴は、いうまでもなく、ヨーロッパ中世盛期における法学者集団・法曹団体の形成とその自律的活動という歴史に負うところの大きい原理である。その後の絶対主義国家、近代国民国家においても、法学者集団・法曹団体の自律的活動は基本的に尊重され、維持されてきた歴史があり、ヨーロッパでは、こうした歴史をとおして、法学の理論や実務が高度に鍛えられてきた。専門法律家主義は、かかる歴史的経緯によってもたらされた原理であるといえる。

西洋近代型法システムに特徴的であるといわれる諸原理を列挙してきたが、これらの西洋近代型法システムの諸特

徴の背後には、これらの諸特徴を生み出すことに貢献した法観念、すなわち「西洋的法観念」の存在を想定することができよう。このような意味での西洋的法観念については、これまで、比較法学者である David [1950] や Zweigert and Kötz [1971] が挙げる「法治主義」、「法の礼賛」、「法律家尊信」、「裁判による紛争解決」、「権利のための闘争」などがそれにあたるとされてきたが、⁽³⁾これらの法観念とは、実のところ、先に述べた西洋近代型法システムの諸特徴とほぼ同じ内容なのであり、西洋近代型法システムの特徴として抽出された法観念であるということができ

る。したがって、単にそのような西洋的法観念の存在を指摘するだけでは、西洋近代法システムの特徴ということの同義反復で終わってしまうことになる。重要であるのは、西洋においてどのような思想史的・社会史的な脈のなかで、かかる法観念が生成されてきたかを具体的に明かにしていく作業であるといわなければならない。

西洋近代型法システムの形式主義という特徴との関連でふれたルーマンの所説——「ヨーロッパの伝統」のなかでの「法と不法の二分法的コード化」——についても上と同じことがいえるであろう。すなわち、ルーマンの所説は西洋的法観念の形成という問題を考える際に極めて有益な示唆を与えてくれるが、そのままでは西洋近代法システムの特徴を単に指摘しているだけにすぎない。ルーマンの所説をもとに西洋的法観念の形成という問題を実質的に考察していくためには、ルーマンがいう「ヨーロッパの伝統」の内実、つまり「ヨーロッパの伝統」において「法と不法の二分法的コード化」がどのように進行していったかということについての思想史的・社会史的考察が不可欠であるといわなければならないのである。

以上、西洋近代型法システムの特徴を確認した上で、西洋的法観念とそれがどのように結びついているかについて

概観したが、西洋的法観念については、その生成を思想史的・社会史的に考察していくという重要な課題が依然として残されていることが明かになったと思う。そこで、以下では、西洋的人間観の神学的基礎について一定の考察を加えた後に、西洋的法観念の形成という問題を西洋中世盛期における思想史的・社会史的な脈のなかで論じてみることにしよう。

三 西洋的人間観の神学的基礎

西洋近代型法システムにおいて想定されてきた「人」とは、自己決定し、自己責任を負う、強い個人であるといわれてきた。⁽⁴⁾ 西洋近代型法システムのみならず、近代以降、非西欧に移植されていく西欧の文化・制度の背後には、このような「人」が想定されていたということが出来る。しかし、このような「人」は、西欧において、近代になってはじめて、突如、無から創出されたわけではない。このような「人」を措定する人間観は、西洋思想の歴史のなかで、近代以前にすでに徐々に準備されてきたといえる。ここでは、西洋的人間観の基礎となっている神学的人間像という視点から、この問題を考えてみたい。⁽⁵⁾

中世盛期における西洋キリスト教規範空間の形成のなかで次第に顕わになってくる「法的な人」(homo juridicus)⁽⁶⁾ については次節で詳しく検討を加えるが、中世盛期における「法的な人」の出現を前提にしつつ、さらに「人」そのもののドグマ的性格を、ユダヤ・キリスト教的な *imago Dei* 思想に遡って説明しようとしているのが、アラン・シュピオである。シュピオは、フランスの労働法学者で、ルジャンドルによって提唱されている「ドグマ人類学」の支持者でもある。以下では、シュピオの最近の見解 (Supiot [2005]) を参照しつつ、西洋的人間観の神学的基礎に

ついで考えてみることにしたいが、その前にまず、キリスト教神学における *imago Dei* について簡単に確認しておくことにしよう。

『旧約聖書』は、神が人間(男・女)を、神の「像・似姿」として、神にかたどって創ったとしているが(「創世記」一章二六および二七節、五章一節、九章六節など)⁽⁷⁾、*imago Dei* とは、人間、さらには被造界全体、キリストが、神の像・似姿・かたどりである⁽⁸⁾とらえる思想であり、ユダヤ・キリスト教的人間観の基礎をなしている思想である。

この思想は古代ギリシア教父によってはじめて理論化されたといわれる。エイレナイオス(一一三〇頃—二〇〇頃)やオリゲネス(一八五頃—二五四頃)などの初期ギリシア教父は、「創世記」一章二六節の文言に忠実に、「像・似姿」(ヘブライ語 *צֶלְמַי* / ギリシア語 *eikṓn* / ラテン語 *imago*) と「類似性」(ヘブライ語 *דְּמוּתִי* / ギリシア語 *ὁμοιω-*
εὺς / ラテン語 *similitudo*) を区別し、前者を人間の自然的な状態(理性が賦与されている状態)、後者を人間の超自然的な状態(恩寵の状態、キリスト)とし、墮罪によって後者は失われてしまったが、前者は失われなかったと考えたが、アタナシオス(二九六頃—三七八)やニュッサのグレゴリオス(三三〇以降—三九八)などの盛期ギリシア教父は特にこのような区別を立ててはいない(秋山 [1992])。いずれにせよギリシア教父の「神の像」(ギリシア語 *eikṓn tou Theou*) 理論はラテン教父にも継承され、初期ラテン教父アウグスティヌス(三五四—四三〇)は、*similitudo* を広義における人間の神に対する似姿の状態、*imago* を墮罪以前における似姿であると区別したが、キリストを神の *imago* であるとする考え方については、これを三位一体に反する従属説として退けた。アウグスティヌスは、さらに、人間精神の三一性、すなわち、精神・知・愛、記憶 (*memoria*)・知性 (*intelligentia*)・意志 (*voluntas*) を、三位一体なる神の直接的な像 (*imago trinitatis*) として説明した。こうしたアウグスティヌス的な「神の像」理解は、

ギリシア教父哲学とラテン教父哲学の総合者として知られるクレルヴォーのベルナルドゥス(一〇九〇頃—一一五三)、アウグスティヌス哲学に忠実なボナヴェントゥラ(一二一七頃—一二七四)にも見出すことができ(ボナヴェントゥラ [1993])、スコラ学の大成者トマス・アキナス(一二二五頃—一二七四)においてさらに発展させられた(熊谷 [1997])。また、一六世紀の宗教改革者たちも *imago Dei* については一定の考察を示しており(小島 [1981])、彼らは、人間は墮罪の結果として *imago / similitudo Dei* を完全に喪失しており、救いは神からしかありえないことを強調した。

さて、このような神学的人間観である *imago Dei* 思想は、一般に、人格的ペルソナ概念や心理的に成熟した人間像、また人間の尊厳や人権の観念の形成に大きな影響を与えたといわれるが(ヨンパルト [1990: 59]、宮本 [1998: 263]、畠山 [1990]、稲垣 [2000] など)⁽⁹⁾、シュピオは、特に、西洋的法観念の前提となる人間観である *homo juridicus* の形成という独自の観点から、比較的詳しくこれを論じている(シュピオ [2003: 124-126]、Supiot [2005: 35-82])。

シュピオによる *imago Dei* 論分析で特徴的であるのは、*imago Dei* 論の重層的な意味の構造を解明していることである。シュピオによれば、*imago Dei* としての人間とは、約言すれば、(1)「個」(同じにして唯一なるもの)であり、(2)「主体」(至高にして従属的なるもの)であり、(3)「人格」(肉体的にして靈的なるもの)である、といわれる。以下、これらのそれぞれについて、シュピオが論じているところを要約しておこう。

(1) 人間は、同じにして唯一なる「個」である。

西洋的法文化においては、人は、その出生から死に至るまで、単一にして不可分なる個存在であると考えられている。すなわち、人は分割できない個なのであり、そこには多元的な人格が共存する余地はないのである。キリスト教的な人間観に従えば、すべての人間は *imago Dei* (神の像・似姿) であるから、人間はみな同類 (類においてみな同一) であり、また同時に、個体としてそれぞれに異なっている (個において単一)。すなわち、一方において、すべての人間は (女性や奴隷、異端者でさえ)、*imago Dei* として、神のイメージを使って作り上げられたのであるから、みな等しく神の姿を反映しており、ゆえにすべての人間はみな似ている (同一性をもっている)。にもかかわらず、他方で、すべての人間は、単一にして不可分なる *imago Dei* として、みな唯一にして不可分なる存在であり、それぞれに異なっており、ゆえにすべての人間は、量的な意味でも (単独性をもつ)、質的な意味でも (単一性をもつ)、平等に唯一の存在¹¹ 「個」なのである (差異性)。すなわち、「神の像」としての人間は、「個」の側面において、同一性と差異性を併せもっているのである。

(2) 人間は、至高にして従属的な「主体」である。

『創世記』一章二六および二七節から明かなように、人間は、創造者としての神のイメージにしたがって、世界に君臨し、自然を支配すべく運命づけられている。かくして人間は、自分の支配のために、立法権力を行使することができる。イスラームでは、神は、唯一の、真の〈立法者〉として理解されており、人間は神に向かって自分の無力を認めなければ自由になれないのに対し、ユダヤ・キリスト教文化では、人間は、ユダヤ教においては「ユダヤの民」と

して、キリスト教においては「人格」として、主体としての資格を人間に付与する（契約）によって神と結ばれているのであって、二重の意味において「主体」である。第一に、自分の法律を自分で決める能力をもち、そのように行動し、そのため自分の行動について責任をもたねばならないという意味での主体（自律的主体）である。第二に、法律を遵守することを義務づけられ、法律によって保護された存在という意味での主体（他律的主体）である。すなわち、「神の像」としての人間は、「主体」の側面において、自律性と他律性を併せもっているのである。

(3) 人間は、肉にして靈的な「人格」である。

ローマ法では人格には段階があり、完全な人格が認められていたのは、ごく少数の人間（家父長）だけであったが、キリスト教はそれをすべての人間存在の属性とした。神がキリストの人格に受肉したのと全く同じように、あらゆる人間は、一方では、肉体的な・死すべき身体、他方では、靈的な・不死の靈魂、という二重の性質を生まれながら備えることになったのであり、それらの結合が「人格」をなしている。すなわち、「神の似姿」としての人間は、「人格」の側面において、肉體性と精神性を併せもっているのである。

要するに、シュピオにしたがえば、*imago Dei*としての人間は、「個」の側面における同一性と差異性、「主体」の側面における自律性と他律性、「人格」の側面における肉體性と精神性という、三重の緊張関係をもつ存在であるといえる。このような人間は、ユダヤ・キリスト教的人間観に基づいて造形された人間であるが、それが理論化された時期を特定するとすれば、古代末期の公会議における教義論争や教父哲学においてであるといえるだろう（恒藤

[1936]、坂口 [1996])。このような *imago Dei* としての「人」が、西欧的法観念の基本的前提となっている西洋的人間観の基底に横たわっているのである。

なお、シュピオによれば、西洋的なあらゆる権利宣言は以上のような *imago Dei* としての「人」に準拠しているとされる。西洋的権利宣言において、人間存在は、生まれながらに自由で、理性と良心を授けられており、尊厳と権利について他のすべての人間と平等である存在として観念されているが、かかる人間存在こそはまさにユダヤ・キリスト教的な *imago Dei* としての「人」に他ならないとされる。この意味で、一九四八年の「世界人権宣言」第一条「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」は、ユダヤ・キリスト教的な *imago Dei* としての人間観の端的な表現なのである。

四 西洋的法観念の形成

ユダヤ・キリスト教の神学的人間観に基づいて造形された *imago Dei* としての「人」が *homo juridicus* として具体的に立ち現れるためには、西洋中世盛期(一〇—一三世紀)に、キリスト教(ローマ・カトリック)的法思想がローマ法の理論や諸概念と結合することによって作り出された西洋キリスト教規範空間の出現を待たねばならなかった。動植物も含めあらゆる被造物が一定の規範に従うべきであるとする強烈な規範遵守観念の出現、⁽¹⁰⁾カノン法学者による神学的根拠に基づく契約遵守観念の徹底など、*homo juridicus* を生み出していくような法観念が西洋中世盛期に

ほぼ出揃うというものがシュピオの見解であるが、これは、西洋中世盛期におけるキリスト教規範空間の成立ということとほぼ同義であると考えよう(ただし、後述するように、キリスト教的規範空間とギリシア正教、ユダヤ教、イスラームの規範空間との相違や、キリスト教規範空間がもつ思想史的意義については、シュピオのみならず、ルジャンドルの指摘をも考慮に入れておくべきである)。

筆者は、これまで、西洋中世盛期カノン法学における「自然法―実定法ダイコトミー」の成立に関する研究(市原[2003])などを通して、西洋中世盛期が「西洋法伝統」(Western Legal Tradition)形成の画期となるというハロルド・J・バーマンの見解(Berman [1983])が基本的には妥当性をもつといえることを検証してきたが、バーマンのいう西洋法伝統の形成とは、言葉を換えて表現すれば、キリスト教規範空間の成立を意味しているといつてよいであろう。すなわち、バーマンによれば、西洋法伝統の中核にあるものは、法をそれ自体一定のまとまりのある体系(corpus)としてとらえていく発想、および、法を準則と概念の統合体と考えていく発想にもとづく・法の体系化および理論化であり、ヨーロッパ社会におけるその画期は、中世盛期に求められる。一一世紀後半から一二世紀前半にかけてのグレゴリウス改革(バーマンによれば「教皇革命」)を契機に、中世盛期における聖俗両権の明確な分離、両権における中心的な権威の成立、教会における中央集権的権力構造の確立、カノン法学およびローマ法学の成立、職業的法律家の発生などがあいつつ、西洋法伝統が形成されるというのがバーマンの見解であるが、次のシュピオの見解はこのバーマンの見解とほぼ同様の趣旨であると考えられることができるであろう。

「そのように定義される〈法権利〉⁽¹⁾とは、〈人間〉を統治する法律を、人間が支配することを認めるに至ったヨーロッパの長い歴史の産物である。この歴史の決定的な契機は、〈グレゴリウス改革〉(一一―一二世紀)だった。教

皇は、自分たちのためにローマ法を再利用し、すべてのキリスト教国で、つまりその頃の全世界で適用されるべき法律の生きた法源として自ら制定したのである。そこから〈法権利〉と〈国家〉という西洋的概念が形成される。規則体系としての〈法権利〉について言えば、それは自立的で、統合的であり、進化する。国家について言えば、それは決して死ぬことのない〈人格〉とされ、法律の源泉であり、諸個人の権利の保証人である。」(シュピオ [2003: 127]。この見解は Supiot [2005: 283] でも繰り返されているが、ここではバーマンとルジャンドルが明示的に言及されている)。

このシュピオの見解を敷衍すると次のようになるだろう。一一一二世紀におけるグレゴリウス改革は、教皇による集権的支配を実現させたが、グレゴリウス改革後の諸教皇は、教皇権力の確立のためにローマ法を再利用し、すべてのキリスト教国で適用されるべき法律を制定したといえるのであり、あまたの教皇令が、法学者によって編集・解釈され、また、裁判において適用されることによって、「ローマ・カノン法システム」が形成されていき、いまや法は、カズイステイッシュな規範の単なる集合としてではなく、自立的で、統合的な、完結体と観念されるようになるのである(その集大成が *corpus* としての法 \parallel *Corpus Iuris Canonici* [教会法大全]、*Corpus Iuris Civilis* [ローマ法大全] であるといえる)。また、国家についても、それが決して死ぬことのない、永遠の連続性をもつ「人格」であるとされ、国家こそが法律の源泉、諸個人の権利の保証人であるとの考えが生まれ、それが、絶対主義国家、さらには国民国家にも受け継がれることになるのである⁽¹²⁾。

さて、ここで、*homo juridicus* の誕生をもたらした法観念という視点から、さらに広くは西洋キリスト教規範空間の成立という観点から、*ius* の概念史に関するこれまでの研究に依拠して、西洋中世盛期における「法 \parallel 権利」観念

が形成されてきた時期について確認しておくことは、シュピオ説を補強するために有効であろう。

ius の概念史については、フランスのローマ法・法哲学者ミッシェル・ヴィレーの一連の研究が出発点になるが、ヴィレーの見解はその後の諸研究において修正されてきており、その修正にしたがえば、西洋中世盛期においてすでに「法＝権利」観念が形成されていたということが出来る。以下、学説史をたどりながら、この点を確認しておこう。ヴィレーは、一九四八年以降に発表された *ius* 概念の歴史に関する一連の論文およびそれを踏まえて書かれた著書 (Villey [1957] 2002) [1964] 2006) において、古代のローマ法においては、*ius* という語は単に「法」「正」という意味しかもっておらず、いかなる主観的な意味 (後に用いられるようになった区別にしたがえば *droit subjectif* すなわち「権利」という意味) ももっていないかった、という。ヴィレーによれば、*ius* に初めて主観的な意味すなわち「権利」としての意味を与えたのは、イギリスのスコラ哲学者で、唯名論を唱えたオッカム (William of Occam) (一一八五頃―一三四七頃) である、とされる。このヴィレー説はその後広く受け入れられてきたが、この説にしたがえば、西洋における「法＝権利」観念の登場は、唯名論者オッカム以後、つまり、一四世紀後半以降であるということになる。

しかし、一九九〇年代以降の、リード・ジュニア (Reid, Jr. [1991])、ティアニー (Tierney [1997])、ペンントン (Pennington [1998]) らの一連の研究により、上記ヴィレー説は現在では修正を余儀なくされているということが出来る。すなわち、これらの新しい研究においては、一二世紀後半から一三世紀前半にかけてのデクレティストや神学者たち (ルフィヌス、リカルドウス、フグッチオ、アラージュナスなど) が『グラティアヌス教会法令集』(一一四〇年頃) に加えた注釈のなかで、すでに *ius* を主観的な力、処理能力 (*potestas*、*facultas*、*libertas* など) と表現され

る)としてとらえるようになっていたことが明らかにされたからである。これらの研究により、一四世紀後半のオックム以後に「法Ⅱ権利」観念が登場するというヴィレーのテーゼは約二世紀早められ、しかも「法Ⅱ権利」観念の形成と中世盛期カノン法学との密接な関係が明らかにされたことになる。中世盛期のカノン法学によって形成されたこうした主観的 *ius* 概念(権利概念)が、一方では、フランシスコ会清貧論争を経て、一四世紀後半のオックムに引き継がれ、他方では、一六世紀に、ヴェトリア、ラス・カサスなどのスペインの後期スコラ学派(サラマンカ学派)にも——そのトマス主義の外皮にもかかわらず——継承され(Brett 1997)、モリナを経て、一七世紀には、さらに、グロティウス、ホッブスなどに継承されていくのである。

なお、ここで、ルジャンドルによる、キリスト教的規範空間の成立にかかわる重要な指摘を顧慮しておく必要がある。シュピオが、ルジャンドルによって提唱されている「ドグマ人類学」の支持者でもあり、基本的には「ドグマ人類学」の視座から *homo juridicus* の形成について論じていることは上述したが、ルジャンドル自身は、西洋中世盛期におけるキリスト教規範空間の成立に関して、おおよそ次のように考えている。

まず、キリスト教規範空間成立の時期についてであるが、ルジャンドルは、バーマンと同様に、グレゴリウス改革を決定的な契機であると考えているといえる。「世界に新たな形を与える (Reformatio totius orbis)」(ルジャンドル [2003: 144])、「世界の総体を鑄直す」(ルジャンドル [2004: 44]) という当時用いられた表現にふさわしい根本的な変化が、グレゴリウス改革を経て、西洋中世盛期において生じることになるのであり、具体的には、キリスト教(ローマ・カトリック)の法思想がローマ法の理論や諸概念と結合することによってローマ・カノン法という新しい法システムが成立することを指摘している。

しかし、さらに重要であるのは、ルジャンドルが、西洋中世盛期におけるスコラ法学（両法学、学識法学）のあり方をとらえて、これを「解釈者革命（Révolution des interprètes）」（ルジャンドル [2003: 119]）と呼び、「ドグマ人類学」的視座から、その思想史的意義について考察している点である。

すなわち、ルジャンドルによれば、「解釈者革命」は、一〇五四年の東西両教会の分離（シスマ）およびそれとほぼ同時に開始されたグレゴリウス改革を経て生じたのであり、「法学〔学識法学——筆者注〕の爆発的な展開とともに、西ヨーロッパは、東方のキリスト教、正教とのあいだの橋を切り落とし、西洋のローマ・キリスト教へなだれ込む準備を整えました。それは明らかに、ユダヤ的な法やクルアーンの規範に敵対するものです。」（ルジャンドル [2003: 142]）といわれる。つまり、解釈者革命Ⅱ学識法学の展開によりもたらされたローマ・カノン法システムは、実践的な規則としての法と、その正統性の根拠をなす神学的言説とを密接に混合させている——法学と神学の区別をもたない——法システムであるユダヤ法やイスラーム法とは異なり、両者を明瞭に分離する法システムであるというのが、ルジャンドルの見解である。⁽¹³⁾

かつてマックス・ヴェーバーは、カノン法の特質について、「キリスト教のカノン法は、他のあらゆる神聖法と比較してみると、少なくとも相対的に特殊の地位をもっている。まず、第一に、カノン法は、多くの部分において、他の神聖法よりもはるかに合理的であり、形式的な発展度が高い。さらに、それは、最初から、世俗法に対して比較的明確な二元主義の立場をとっており、二つの領域がかなりはっきりと区別されている」（ウェーバー [1974: 423]）と指摘し、カノン法の「合理性」について分析を加えたが、ルジャンドルは、ウェーバーのいう二元主義を、カトリック教会とローマ法の結合によって成立する法システム、すなわち、ローマ・カノン法システム全体としての特徴とし

ととらえ、さらに、この特徴こそが、西洋キリスト教規範空間の核心であると考えているといっている(14)。

ルジャンドルは、「ヨーロッパの規範体系は、逆説的にもスコラ学が開花し始めた時代にはすでに、神なしで済ますことができているような方向に進もうとしていた、(中略)神学と法学との区別は、十二世紀のあいだに実現していたのです。この重大な出来事の時代を、わたしは『解釈者革命』という表現で呼んでいます。」(ルジャンドル [2003: 119])と述べ、さらに、他でもないこの区別によって、神学が新しいイデオロギーにとって代わられたとしても、法学は独自の技術的發展を遂げることが可能になり、それゆえにこそ、西洋の法システムは「普遍的」法システムとして、いかなるイデオロギーとも折り合いをつけながら、全世界に普及していくことが可能となったのだと考えているのである(15)。

以上のようなルジャンドルの見解を踏まえるならば、ユダヤ・キリスト教的な *imago Dei* (神の像・似姿) [としての「人」] は、中世盛期に成立をみた西洋キリスト教規範空間において初めて、*homo juridicus* (法的な「人」) へと変容していったと考えることができるであろう。古代ギリシア教父以来の神学的観念である *imago Dei* は確かに西洋的人間観の基礎、遠因をなしているが、そこから無媒介に *homo juridicus* が誕生するのではない。*homo juridicus* の誕生には、上で論じたような中世盛期における西洋キリスト教規範空間の成立が必要であったのであり、この空間がなければ、*homo juridicus* は決して誕生しなかったであろう。そして、中世盛期において神学と法学が分離され、法学が世俗化されて以降は、正統性のイデオロギーの如何を問わず、まさに世界的規模において、実践的・技術的なシステムとしての法が必要とされるかぎり、常に *homo juridicus* もそこに措定されることになるのである。

五 結 語

西洋は、一六世紀以降、「近代世界システム」の中心として覇権を確立し、自らの文化システム、法システムを半周縁、周縁に拡大していくが、西洋は、同時に、これまでみてきたような人間観や法観念を「普遍」とみなして、半周縁、周縁の非西欧世界に移植していったのである。そして上述したところから明かになったように、特殊西洋的歴史状況のもとで、神学とは分離してその技術性を発達させることが可能となった法学、およびそれに基づく西洋近代型法システムは、正統性のイデオロギーを異にする非西洋世界の要請にも巧みに応答し、普及していくことができたのである。

西欧において生み出された人間観や法観念であっても、その内容に「普遍性」がみられれば、普遍的なものと扱って差し支えないという議論もある。しかし、*imago Dei* や *homo juridicus* は、ユダヤ・キリスト教的人間観、ローマ・カノン法システムに由来する特殊西洋的人間像であり、西欧に固有のドグマというべきものであった。

このような人間観や法観念を生み出した西洋は、自らの人間観や法観念が決して「普遍」ではありえないことを明確に意識し、自覚することが必要であろう。西欧的人間観や法観念を無自覚に移植することによって非西欧世界を「救済」しようという〈メシアニズム〉は、捨てられなくてはならない。

しかし、他方で、西洋的人間観や法観念はただ西洋でしか意味を持ち得ない、非西洋には非西洋的人間観や法観念が確固不拔に存在する、という考え方をとることも、決して妥当ではないように思われる。このような考え方は、基本的に、人間を特定の文化との結びつきにおいて固定的に捉えている点で、「文化本質主義」⁽¹⁶⁾であるといわなければ

ならない。このような文化本質主義は、それぞれの文化には固有の人間観や法観念があることを必要以上に強調することによって、結局のところ、「文明の衝突」を合理化してしまうことになりかねないだろう。

シュピオによれば、前者は「絶対主義」「メシア的原理主義」、後者は「相対主義」「アイデンティティ原理主義」とされ、どちらも原理主義の二つのヴァリエーションに過ぎないとされる。シュピオは、人権（人間の〈法Ⅱ権利〉）という観念を問題にし、そのドグマ性を明らかにしたのち、絶対主義／相対主義の陥穽から脱するには、「あらゆる文明に対して、〈人間〉の権利についての解釈の扉を開かなければならない。」（シュピオ [2003: 130]）、「解釈の扉を開くということは、〈人間〉の権利を、人類共有の資源として見なすことを、つまりあらゆる文明が参与できるように開かれた資源として見なすことを前提とするだろう。」（シュピオ [2003: 131]）と述べている。

「人類共有の資源」とするということは、西欧的ドグマ性が放棄された上で、西欧的解釈とは異なる多様な解釈の可能性を広く承認するということになると考えられるが、西欧とは異なった宗教や人間観から（つまり異なった前提から出発して）どのような解釈が可能であるか、その際、それでもなお西欧と共有されているものがあるのか、あるとすればそれは何なのか、がさらなる検討の課題とされなくてはならないであろう。

(1) 「法システム」(legal system) という概念は、法規範という要素のみに注目するのではなく、法規範という要素および立法をも含む法規範実現のプロセスに関わる他の要素をも含んだ、法に関わるもろもろの制度的しくみの総体を意味する概念である。この概念については、六本 [2002: 1-20] [2004: 5] を参照せよ。

(2) ルーマンの「法と不法の二分法的図式」とりわけこれをもたらした「ヨーロッパの伝統」とこれに消極的ないし拒否的な高文化の存在（ルーマンは例としてコリアと日本を挙げている）については、村上 [1996: 112-113] を参照せよ。

(3) David [1950] や Zweigert and Kötz [1971] は、それぞれの法系（法家族、法圏）論を前提に、こうした「西洋的法観

念」の存在を指摘している。彼らはまた、「西洋的法観念」の対極に、「徳治主義」、「法の軽視」、「法律家不信」、「調停による紛争解決」、「互譲による和解」などを内容とする「極東的法観念」が存在しているとも指摘している。このような二項対立的、図式的把握によって「極東の法観念に関する誤解」がもたらされていることに対する批判として、大木 [1983] [1987] を参照せよ。

(4) この意味での「人」が実際には植民地宗主国たる国民国家の、家父長ブルジョア成年男性キリスト教徒を意味するにすぎなかったこと、逆にいえば、植民地人民、労働者や農民、女性、子ども、非キリスト教徒がここでいう「人」から排除されていたことは、今日ではほぼ共通の理解になっているといえる。なお、西洋近代型法システムの修正とそれにもなう人間像の修正については、次注を参照せよ。

(5) ドイツ語圏で伝統的に論じられてきた「法における人間」(der Mensch im Recht) 論(ラートブルフ、エンギッシュ、ジンツハイマーなど)は、西洋近代型法システムの修正版として二〇世紀以降に登場した「社会法システム」(とでも呼ぶべきもの)によって措定されている、具体的な社会的類型に属する人間(人間像)について考察しようとするものであるといえる。このような考察の最奥に横たわっているのは、個としての人間の尊厳を社会における具体的局面において実質的に実現しようとするという世界観であるということができるが、そもそもかかる世界観の前提となっている人間像が、本文中で明らかにするように、実はユダヤ・キリスト教に基づく神学的人間像に他ならず、ドグマ性を強くもっているということが「法における人間」論者には必ずしも明確には自覚されていない——後述するように、「ドグマ人類学」の立場に立つルジャンドルやシュピオはそれを明確に自覚している——ように思われる。なお、近年、ドイツ語圏において登場してきている多様な「法人間学」(Rechtsanthropologie) (ブロークマン、ランペ、ポスピシル、ファン・デア・フェンなど)の特徴については、カウフマン [2006: 236-239] の議論を参照せよ。

(6) 分析概念としての homo juridicus の使用例は、すでにデル・ベッキオに見出される (Del Vecchio [1936])。しかし、デル・ベッキオがいう homo juridicus とは、経済学において前提される人間 (homo economicus) の法学版ともいうべきものであり、デル・ベッキオ自身が例示している『ベニスの商人』のシャイロックのように、シュクラー [2000] 的な意味での「リーガリズム」を行動原理とする人間類型を意味しているといえる。トイプナー [1995] および中村 [1997] の用法もほぼ同様である。これに対し、Supior [2005] は、ルジャンドルによって提唱されたドグマ人類学 (anthropologie

dogmatique) の立場から、法のドグマ学 (dogmatique juridique) における基本的信仰の対象としての homo juridicus を問題としている。筆者 (市原) の用いる homo juridicus 概念は、Supiot に依拠するものである。なお、ルジャンドルのドグマ人類学については、ルジャンドル [2003] およびそこに含まれる西谷修による解説「法学からの未踏の道」(ルジャンドル [2003: 378-382]) を参照せよ。

(7) 旧約聖書『創世記』一章二六および二七節「神は言った、『われらの像に、われらの姿に似せて、人を造ろう。そして彼らに海の魚、空の鳥、家畜、地のすべてのもの、地上を這うものすべてを支配させよう』。神は自分の像に人を創造した。神の像にこれを創造した。彼らを男と女とに創造した。」(なお、ここで、神は「われら」という複数形で語っているが、これは文法的に〈熟慮の複数〉と呼ばれる用法であり、数上の複数とは異なる)、五章一節「これはアダムの系譜の書である。神は人を創造した日、神の姿にこれを造った」、九章六節「神は神の像に人を造ったからである」。以上、月本 (訳) [1997] による。

(8) 創世記第一章の天地創造物語は、バビロン捕囚以後に成立した祭司記者資料 (P [Priesterschrift]) であるといわれるが、旧約聖書解釈学ないし旧約聖書神学の立場から「神の像」について論じた研究として、野本 [1976]、フォン・ラート [1980: 199-201]、柘 [1998] を参照せよ。

(9) フェミニズムおよびエコロジーの観点からは、男性神を暗黙の前提にする「神の像」としての人間理解が、人間の自然に対する優越、人間の自然支配を正当化してきたという批判が向けられる (小原 [1998])。しかし、稲垣 [2000] は、そのような理解は「古代教父から中世スコラ学者にいたる伝統的なキリスト教神学において形成された『神の像』理解にてらして見れば、あきらかに誤りである」(62) とする。

(10) この点については池上 [1990] が「動物裁判」という具体的事例を挙げて説明を加えている。池上は動物裁判が一二世紀以前にはなきに等しいのに一三世紀から一七世紀にかけて次第に増加したことの思想的背景について論じているが (池上 [1990: 133ff])、これは、「西洋キリスト教規範空間」の成立に関わる指摘であると考えることができるであろう。

(11) フランス語の droit は「法」ないし「権利」を意味するが、日本語ではこの二つの結びつきが表現できないため、この文脈では訳者は「法権利」という訳語をあてている (シュピオ [2003: 140-141] 訳註 (一))。なおルジャンドル [2003: 370] も参照せよ。

- (12) 「[国家が] 法律の源泉であり、諸個人の権利の保障人である」というシュピオの指摘は中世盛期におけるキリスト教規範空間の成立に関わっての指摘であるが、これに続けて「ローマ・カトリック教会と国家が分離するとともに、この制度的構造は近代的な装いを獲得した。……〔国民国家〕は、ローマ・カトリック教会の〔権威〕から解放され、ナショナルな舞台でもインターナショナルな舞台〔諸国家からなる社会としての〕でも、〔至高の主体〕となった」(シュピオ [2003: 127]) と指摘しているように、その射程は近代国民国家に及んでいる。なお、近代国民国家と法Ⅱ権利との関係については、ハナ・アーレントの古典的指摘を踏まえたアサド『世俗の形成』第四章(人権で「人間」を救済する)における議論(アサド [2006: 167-208]) も有益な示唆を与えてくれる。
- (13) 「トラーヤクルアーンというものは、テクスト性という結びを介して、実践的な規則——つまり実践的な規則としての法そのもの——を神学的な語りや説明と密接に混合させているシステムです。ところがローマ法とカノン法の組立は、これとはまったく異なっている。思い起こしておかねばならないのは、キリスト教の新約聖書は、福音書と使徒行伝からなっていますが、法的な規則についてはごくわずかなものしか含んでいないという点です。ローマ法はどうかといえば、これは一世紀のさまざまなプロバガンダ(教皇権とゲルマン帝国の対立)のショックのさなかに突如として発見された、本質的に技術的なものです。」(ルジャンドル [2003: 146])。なお、中世ヨーロッパにおける法の理解と、イスラム教社会(および中国)における法のとらえ方と社会生活における法の役割についての考え方の相違については、グレーヴィチ [1992: 228-229] をも参照せよ。
- (14) 「中世キリスト教は、その運命をローマ法と合体させることで、ひとつの規則的な組立、つまり、根拠の水準(福音の水準)と、法の実践の水準、大きくいえば法学者の水準を分離するような組立の推進役となっていたということです。」(ルジャンドル [2003: 146])。
- (15) 「キリスト教神学は徐々に消滅し、別の言説が、それと同じ構造的な位置に書き込まれていきます。そこでは何が起きたのか。何も起きていないのです。つまり、法は独自の技術的な発見を遂げた。そして根拠という面からすれば、モダンなイデオロギーが神学に取って代わったということです。(中略) つまるところ、これが西洋の力、ここでお話ししているような領域におけるその戦略的許容力の鍵なのであって、それが惑星規模の権力を掌握したことの秘密なのです。ローマ法とカノン法のシステムは、いわゆる普通法(Ius Commune)、あるいはもっと広い観点からすれば、普遍法(Ius Universum)

というものを支えているわけだけでも、どんな基盤とも折合いをつけることができるわけです。」(ルジヤンドル [2003: 146])。なお、筆者(市原)は、「叙任権闘争」に法的な解決をもたらしたシャルトル派の法理論(教権俗権分離論)の意義にふれ、「聖俗両権の分離は、以上のような歴史状況において可能となった特殊ヨーロッパ的現象であり、この特殊ヨーロッパ的現象を前提にして、『法の世俗化』が可能になったことを確認しておかなければならない。」と指摘したことがある(市原 [2003: 26])。

(16) 「文化本質主義」とは、ここでは、明確な境界をもつ、固定的で永続的な「文化」が存在するとの仮説であり、文化内における多様性を等閑視ないし無視しつつ、自文化と他文化を差異化していく言説を指している。

【引用・参照文献】

■邦語文献

- 秋山 学 [1992] 「ニュッサのグレゴリオスにおける『神の像』理解の変容——人間性の再構築——」『外国語科研究紀要』(東京大学教養学部外国語科) 第四〇巻第六号、二五—五二ページ。
- アサド、タラル [2006] 『世俗の形成——キリスト教、イスラム、近代——』東京・みすず書房。
- 池上俊一 [1990] 『動物裁判——西欧中世・正義のコスモス』東京・講談社。
- 市原靖久 [2003] 『自然法—実定法』ダイコトミーの成立と「法の世俗化」——ヨーロッパ中世盛期における宗教と法——』『宗教と法——聖と俗の比較法文化——』『法哲学年報二〇〇二』(東京・有斐閣) 二二—二八ページ。
- 稲垣良典 [2000] 『「神の像」再考——人間の尊嚴の理論的基礎づけの試み——』三島淑臣・稲垣良典・初宿正典(編)『人間の尊嚴と現代の法理論』(ホセ・ヨンパルト教授古希祝賀)』(東京・成文堂) 五三—七二ページ。
- ウェーバー、マックス [1974] 『法社会学』(世良晃志郎訳) 東京・創文社。
- 大木雅夫 [1983] 『日本人の法観念——西洋的法観念との比較——』東京・東京大学出版会。
- [1987] 『極東の法観念に関する誤解』日本法哲学会(編)『東西法文化(法哲学年報一九八六)』(東京・有斐閣) 五—一六七ページ。
- カウフマン、アルトゥール [2006] 『法哲学(第二版)』(上田健二訳) 京都・ミネルヴァ書房。

- 金子晴勇 [2002] 『ヨーロッパの人間像——「神の像」と「人間の尊厳」の思想的研究——』東京・知泉書館。
- 熊谷 啓 [1997] 「トマス・アクィナスにおける『神学的人間論』——『創世記』の『神の像』の解釈をめぐる——」『広島工業大学研究紀要』第三一号、三七五—三八一ページ。
- グレーヴィチ、アロン [1992] 『中世文化のカテゴリ』(川端香男里、栗原成郎訳) 東京・岩波書店。
- 小島一郎 [1981] 「カルヴァンにおける神の像 *Imago Dei* の問題」『フェリス女学院大学紀要』第一六号、五七—八三ページ。
- 小原克博 [1998] 「『神の像』に関する一考察——フェミニズムとエコロジーへの応答——」『日本の神学』三七号、三三—五四ページ。
- 坂口ふみ [1996] 『〈個〉の誕生——キリスト教教理をつくった人びと——』東京・岩波書店。
- シュクラー、ジュディス・N [2000] 『リーガリズム——法と道徳・政治——』(田中成明訳) 東京・岩波書店。
- シュピオ、アラン [2003] 「人権——信 (*credo*) か、人類共有の資源か?——」(嘉戸一将訳) 『思想』九五一号 (二〇〇三年七月号)、一一八—一四二ページ。
- 月本昭男 (訳) [1997] 『旧約聖書Ⅰ 創世記』東京・岩波書店。
- 恒藤 恭 [1936] 『法的人格者の理論』東京・弘文堂。
- トイプナー、グンター [1995] 「ホモ・ユリディクスとホモ・エコノミクス——コミュニケーション維持のための擬制——」『聖学院大学総合研究所紀要』第六号、二二—二七〇ページ。
- 中村喜美郎 [1997] 「立法情報学の諸相」『社会情報学研究』日本社会情報学会誌』第一一一号、一一—二五ページ。
- 野本真也 [1976] 「神の像としての人間——創世記一章二六—二七節研究——」『基督教研究』第四〇巻第二号、一一—二三ページ。
- 畠山保男 [1990] 「人権の神学的基礎としての『神の似姿』——人権の神学序論——」『明治学院大学キリスト教研究所紀要』第二三号、五—二八ページ。
- 柘 暁生 [1998] 「神の似姿——ツェレム (*selem*) /ドゥムート (*d'mūt*) と *elkwā/diqawōs*——」『中世思想研究』第四〇号、二七—二九ページ。
- フォン・ラート、ゲーアハルト [1980] 『旧約聖書神学Ⅰ——イスラエルの歴史伝承の神学——』(荒井章三訳) 東京・日本基

督教団出版局。

ボナヴェントゥラ [1993] 「人間はどのような意味で神の像であるか」(須藤和夫訳)『上智哲学誌』(上智大学大学院哲学研究科現代哲学研究サークル)第六号、二二—三三ページ。

宮本久雄 [1998] 「神の像」廣松渉ほか編『岩波哲学・思想事典』(東京：岩波書店)二六二—二六三ページ。

村上淳一 [1996] 『現代法の透視図』東京：東京大学出版会。

山内 進 [2000] 『決闘裁判——ヨーロッパ法精神の原風景——』東京：講談社。

ヨンバルト、ホセ [1990] 『人間の尊厳と国家の権力——その思想と現実、理論と歴史——』東京：成文堂。

ルジャンドル、ピエール [2003] 『ドグマ人類学総説——西洋のドグマ的諸問題——』(西谷修監訳、嘉戸一将・佐々木中・橋本一径・森本庸介訳)東京：平凡社。

—— [2004] 『西洋が西洋について見ないでいること——法・言語・イメージ——』(森元庸介訳)東京：以文社。

六本佳平 [2002] 『法システム論Ⅰ 比較法システム論』東京：放送大学教育振興会。

—— [2004] 『日本の法と社会』東京：有斐閣。

■外国語文献

Berman, Harold J. [1983] *Law and Revolution: The Formation of the Western Legal Tradition*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

Brett, Annabel S. [1997] *Liberty, Right, and Nature: Individual Rights in Later Scholastic Thought*. Cambridge/New York: Cambridge University Press.

David, René [1964] *Les grands systems de droit contemporains*. Paris: Dalloz.

Del Vecchio, Giorgio [1936] "L'homme juridique et l'insuffisance du droit comme règle de vie." Paris: E. de Boccard. [Extrait de la Revue générale du droit, 2^e livraison 1936].

Pennington, Kenneth [1998] "The History of Rights in Western Thought" *Emory Law Journal* 47, pp. 237-252

Reid, Jr., Charles J. [1991] "The Canonistic Contribution to the Western Rights Tradition: An Historical Inquiry." *Boston*

College Law Review 33, pp. 37-92.

Supiot, Alain [2005] *Homo juridicus : Essai sur la fonction anthropologique du Droit*. Paris : Seuil.

Tierney, Brian [1997] *The Idea of Natural Rights : Studies on Natural Rights, Natural Law and Church Law 1150-1625* (Emory University studies in Law and Religion ; no. 5). Atlanta, Ga. : Scholars Press.

Villey, Michel [(1957) 2002] *Leçons d'histoire de la philosophie du droit*. 2^e éd. Paris : Dalloz.

———— [(1964) 2006] *La formation de la pensée juridique moderne*. Paris : Presses Universitaires de France.

Zweigert, Konrad and Hein Kötz [1971] *Einführung in die Rechtsvergleichung auf dem Gebiete des Privatrechts*. Vol. 1, *Grundlagen*. Tübingen : Mohr.

* 本稿は、二〇〇五年五月一四日に専修大学で開催された二〇〇五年度日本法社会学会学術大会ミニシンポジウム⑥「多文化社会と法文化」(報告者：市原靖久、孝忠延夫、角田猛之、石山文彦、司会・コーディネータ：竹下賢)における筆者の報告に加筆したものである。